



豊田市立本城小学校たより（配付用）  
令和7年度第12号 令和8年2月20日発行

# 本城の子



学校HPサイト



豊田市いじめの防止に関する条例



リーフレット  
※配付済みです

## 「豊田市いじめの防止等に関する条例」の制定について

令和8年4月1日より「豊田市いじめの防止に関する条例」が施行されます。いじめの防止は、豊田市において重要な課題です。子どもの活動は学校だけでなく、市全体に広がっています。そのため、学校、保護者、地域住民、事業者等、市全体でいじめの防止の基本理念を共有し、いじめの防止に取り組む必要があります。いじめの防止の取組を市民全体で推進することを目的として、本条例が制定されました。

保護者、地域住民、地域クラブ等の取組や役割を明確にしたことが、本条例の価値であると考えています。

<p><b>市</b> (教育委員会を含みます)</p>	<p><b>学校・教職員</b></p>
<p>市全体でいじめの防止等に取り組めるよう必要な施策を行い、関係機関との連携を図ります。</p>	<p>保護者や関係機関と連携し、いじめの防止や早期発見に取り組む、いじめの早期解消のために対処します。</p>
<p><b>保護者</b></p>	<p><b>子ども</b></p>
<p>子どもの良き手本となり、規範意識や思いやる心を育てるとともに、子どもの気持ちを受け止めるよう努めます。</p>	<p>お互いが大切な存在であると考え、いじめをなくすために自分ができることに取り組みます。</p>
<p><b>地域住民</b></p>	<p><b>事業者</b></p>
<p>地域の子どもの見守り、健全に過ごせる環境づくりに努め、いじめの防止等の取組に協力します。</p>	<p>児童等が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりの推進や、いじめの防止、早期発見に努めます。</p>

## SNS 上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた緊急の対応等について

上記のことについて、文部科学省から対応の通知がありました。担任からの注意喚起や2月19日に回収済みのアンケートなどから状況を確認し対応してまいります。

また、学習用タブレットには「先生たすけて」というアイコンがあり、いつでもタブレットを使って児童が先生に対して発信できる環境が整っています。



令和8年1月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知



併せてインターネット上のトラブルについては、学校だけでは対応しきれないケースが増え続けています。お子様がスマートフォンを利用されるご家庭では、年齢に合わせた適切な使い方の確認と、インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの問題について、ご家庭での丁寧な指導と見守りをお願い致します。(裏面のチラシを活用してください)